

最高裁秘書第3524号

令和3年11月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

10月15日付け（同月18日受付、第030592号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

10月15日付け司法研修所事務連絡「宣誓について」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年10月15日

令和3年度（第75期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所

宣誓について（事務連絡）

あなたは、司法修習生として修習を開始するに当たり、修習専念義務及び守秘義務を遵守するとともに、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、法曹としてふさわしい品位と能力を備えるように努めることを宣誓しなければなりません（平成29年11月1日付け司研企二第1018号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」第2）。

については、11月8日（月）までに、別添の宣誓書に組・番号を記入の上、氏名欄に署名する方法により宣誓をし、宣誓を行ったことをチームズで報告してください（報告の方法は、後日、チームズの [REDACTED] チームの [REDACTED] チャネルでお知らせします。）。

また、宣誓書原本は、実務修習開始時に配属庁会において回収しますので、それまで大切に保管し、実務修習開始日に必ず持参してください。

御不明な点があれば、当研修所総務課庶務係（[REDACTED]）まで御連絡ください。

宣 誓

わたくしは、ここに司法修習生として、裁判所法
及び司法修習生に関する規則の定めるところに従
い、修習に専念すること、修習に当たって知り得
た秘密を漏らさないこと及び将来、裁判官、検察
官又は弁護士となるにふさわしい品位と能力を備
えるよう修習に努めることを誓います。

令和3年11月15日

第75期司法修習生(　組　番)

(氏名)